

# 納付は便利で確実な 口座振替のご利用を！

口座振替（自動払込）にすれば納め忘れの心配がありません。

一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続します。

お申し込みは、金融機関等の窓口でのお手続きとなります。

口座振替（自動払込）の申込用紙は下記の市内金融機関等の窓口にご用意しています。

★手続きに必要なもの・・・預貯金通帳、通帳印

納税通知書（または保険証等）

## ご利用できる税目や保険料

- 市民税・県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料

## 受 付 金 融 機 関 等

- 千葉銀行
- 三菱東京UFJ銀行
- 水戸信用金庫
- 千葉興業銀行
- 三井住友信託銀行
- りそな銀行
- 千葉信用金庫
- 京葉銀行
- みずほ銀行
- 西印旛農業協同組合
- 三井住友銀行
- ゆうちょ銀行

の各本店・支店及び出張所

## 口座振替（自動払込）の問い合わせ先

印西市役所・・・（代表電話：0476-42-5111）

市・県民税、軽自動車税・・・納税課 収納管理班 ……（直通電話：0476-33-4447）

固定資産税・都市計画税・・・納税課 収納管理班 ……（直通電話：0476-33-4447）

国民健康保険税 …… 国保年金課 資格保険税班 ……（直通電話：0476-33-4462）

後期高齢者医療保険料 …… 国保年金課 高齢者医療年金班 ……（直通電話：0476-33-4470）

介護保険料 …… 介護保険課 介護保険班 ……（直通電話：0476-33-4623）

## 口座振替（自動払込）の留意事項（以下の点についてご注意ください）

1. 申込みは、振替(払込)納付希望開始納期の2ヶ月前までに手続きを行ってください。
2. 振替(払込)日は、各納期限日(各納期限の末日)です。(12月は25日が払込日となります。)
3. 振替(払込)日が非営業日の場合は、翌営業日が振替(払込)日となります。
4. 振替(払込)の領収書は発行していませんので、通帳記帳により納付のご確認をお願いします。  
(軽自動車税の継続審査用納税証明書は毎年6月中旬頃に送付いたします。)
5. 振替(払込)日において預(貯)金口座の残高不足等により振替(払込)不能の場合、再振替(再払込)は行いませんので、ご注意ください。
6. 振替(払込)不能の際は、速やかに印西市にご連絡をお願いします。再発行納付書を送付いたしますので、金融機関の窓口においてご納付ください。
7. 振替(払込)を廃止(解約)しなければ振替(払込)の依頼内容は継続されます。
8. 廃止(解約)は金融機関届出と同時に手続きが行われますので、年度途中の廃止(解約)をされた方で、納付書が必要な方は印西市までご連絡をお願いします。再発行納付書を送付いたします。
9. 振替(払込)不能が1年間継続した場合は、印西市からの振替(払込)依頼を停止いたします。
10. 固定資産税については、所有権の移動や納税管理人の設定等により、氏名コードが変更された場合は新規の申込みが必要になります。
11. 国民健康保険税については、納税義務者の住所氏名に世帯主の住所氏名を記入してください。
12. 介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、納税準備預金からの振替(払込)はできません。
13. 振替(払込)方法欄(全期一括・期別)の記入が無かった場合は期別での振替(払込)となります。